

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程（平成27年教委訓令第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

第2条 協議会において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の適正な運営方法等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要と認められる事項。

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、部活動の地域移行の計画期間が終了するまでの日とする。

(協議会の構成員)

第4条 構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO法人鈴鹿市スポーツ協会の代表者
- (3) 鈴鹿市中学校長会の代表者
- (4) 鈴鹿市中学校体育連盟の代表者
- (5) 三重県吹奏楽連盟中学校の部における鈴鹿市の代表者
- (6) 教職員の代表者
- (7) 鈴鹿市PTA連合会の代表者
- (8) 地域産業団体の代表者
- (9) 地域スポーツ・文化芸術団体の代表者
- (10) 上記に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(協議会)

第5条 協議会は教育委員会が招集し、会議を進行する。

(協議会の公開)

第6条 協議会は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録の公開)

第7条 教育委員会は、協議会の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた協議会の内容については、この限りではない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。